

## 診療所・歯科診療所（医療法人開設）各申請記載上の注意（変更・廃止）

R4. 3. 25

**副本が必要な場合は、申請書類は2部ずつ提出してください。**

◎ 管理者を変更した場合・・・変更後 10 日以内に保健所に提出してください。

	提出書類	記載上の注意
	診療所（歯科診療所又は助産所）開設届出事項一部変更届	変更事項には、「管理者」と記載してください。
添付	診療所（歯科診療所又は助産所）開設許可事項一部変更届（従事者用）	新管理者の入職、旧管理者の退職があった場合は必要です。
	管理医師・歯科医師臨床研修等修了登録証	H16.4以降に医師免許証を取得した方（歯科医師はH18.4以降）、再教育研修を修了した方は登録証本証を持参してください。
書類	管理者の職歴書	職歴書裏面の書き方を参考にしてください。（写真貼付）
	管理者の医師・歯科医師免許証	医師・歯科医師免許証の本証を持参してください。
	新たな管理者が医療法人の理事であることを確認できる書類	定款の写し、議事録等（管理者が医療法人の理事でない場合は、都医療法人担当 TEL03-5320-4426 に問い合わせてください。）
	勤務している医療機関開設者の承諾書	管理者が、当該施設の診療時間外（休日等）に他医療機関に勤務する場合は、当該施設と勤務している日時が重複していないことを確認するため、他の医療機関開設者の承諾書（それぞれの勤務日時を記載したものを）を添付してください。

注）新管理者の免許証・臨床研修等修了登録証は本証を持参してください。

◎ 管理者の住所・氏名を変更した場合（引っ越し・婚姻等）・・・変更後 10 日以内に保健所に提出してください。

	提出書類	記載上の注意
	診療所（歯科診療所又は助産所）開設届出事項一部変更届	変更事項には、「管理者住所」又は「管理者氏名」を記載してください。
	添付書類	変更事項を確認できるもの（氏名変更時：新氏名の医療従事者の免許証等 住所変更時：住民票、運転免許証等）

◎ 開設者（医療法人）の所在地・名称を変更した場合・・・変更後 10 日以内に保健所に提出してください。

	提出書類	記載上の注意
	診療所（歯科診療所又は助産所）開設届出事項一部変更届	変更事項には、「開設者住所」又は「開設者氏名」を記載してください。
	添付書類	変更事項が確認できる登記事項証明書

注）開設者自体が変更になる場合は、新規開設が必要です。

◎ 従事者を変更した場合・・・変更後 10 日以内に保健所に提出してください。

	提出書類	記載上の注意
	診療所（歯科診療所又は助産所）開設許可事項一部変更届（従事者用）	医療従事者（医師・歯科医師・看護師・歯科衛生士等）は、職名・氏名・免許証番号・登録年月日等を記載してください。 医師・歯科医師は、担当診療科目、診療日時を記載してください。
添付書類	診療に従事する医師等の臨床研修等修了登録証	H16.4以降に医師免許証を取得した方（歯科医師はH18.4以降）、再教育研修を修了した方は登録証本証を持参してください。又は、登録証写しの裏面に「管理者原本確認済み 管理者氏名」を記載してください。
	雇用した医療従事者の免許証	医療従事者の免許証本証を持参してください。又は、免許証写しの裏面に「管理者原本確認済み 管理者氏名」を記載してください。

◎ 診療科目・診療日・診療時間を変更した場合…変更後 10 日以内に保健所に提出してください。

提出書類	記載上の注意
診療所（歯科診療所又は助産所） 開設許可事項一部変更届	変更前、変更後を記入してください。 麻酔科を標榜する場合は、標榜許可証を持参してください。

◎ 構造設備を変更する場合…変更前に保健所に相談・申請してください。

提出書類	記載上の注意
診療所（歯科診療所又は助産所） 開設許可事項一部変更許可申請	変更事項には、どこを変更するかを記載してください。 変更前・変更後は「別紙のとおり」と記載してください。
一部変更使用許可申請	有床施設のみ必要です。 詳細は、保健所へお問い合わせください。
添付書類	変更後の構造設備の概要を記載してください。
変更後構造設備概要 新・旧 函 面	敷地、建物の構造概要変更部分を赤枠で明示してください。

注) 構造設備が変更になった場合は、保健所職員の立入検査が必要です。

◎ 施設を休止・廃止した場合…休止・廃止後 10 日以内に保健所に提出してください。

提出書類	記載上の注意
診療所（歯科診療所又は助産所）休止・廃止届書	廃止（休止）の理由、廃止年月日（休止期間）を記載してください。
診療用エックス線装置廃止届	廃止時のみ必要です。
診療所の病床設置許可一部変更届	病床を有する診療所を廃止する場合のみ必要です。
添付書類	本人確認のため、身分証明書等（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等）を確認します。 開設者以外の方が提出する場合には、委任状の提出及び来所者の身分証明書等を確認します。

注) 診療所等の再開時には、再開届の提出が必要です（再開後 10 日以内）。

《問い合わせ先》

〒125-0062

葛飾区青戸 4-15-14 (健康プラザかつしか2階)

葛飾区保健所 生活衛生課 医薬担当係

電話：03 (3602) 1242

FAX：03 (3602) 1298

注意) 葛飾区内の申請先はこちらのみです。